

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	平成29年6月30日（金）14:00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第2会議室		
出席者	磯川委員長、中島副委員長、望月委員、鷺見委員、志賀委員、藤崎委員、宮崎委員、白岩委員、菊地原委員、井上委員 ※事務局…野崎健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、秋庭主査、守屋主査、今澤副技幹、原田保育・青少年課長、徳江副主幹、亀井副主幹		
議 題	(1) 委員長・副委員長の選出について (2) 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて (3) 寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について (4) その他 ①寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について（報告） ②寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について（報告） ③第2回寒川町子ども・子育て会議について		
決定事項	議事録承認委員 望月委員、鷺見委員に決定 ※今後、委員名簿順に上から2名ずつ毎回会議ごとに指名することに決定 (1) 委員長に磯川委員、副委員長に中島委員を選出 (2) ～ (3) 了承 (4) その他（報告事項）		
議 事 録	1 開 会 2 委嘱状交付 3 町長あいさつ 4 自己紹介 5 子ども・子育て会議について＜資料1により事務局から説明＞ 6 議題		

(1) 委員長・副委員長の選出について

委員長・副委員長の選出について、互選の方法として事務局に一任され、委員長に磯川委員を提案し了承された。副委員長には、委員長が中島委員を指名し了承された。

(2) 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

＜資料2により説明＞

【事務局 秋庭】 まず1の計画の概要でございますが、町の子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月1日から施行されました子ども・子育て支援法に基づく法定計画として平成27年3月に策定したもので、幼稚園や認可保育所といった教育・保育施設や子育て支援センターや一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業、これらの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めているものでございます。計画の期間としましては、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

2の見直しの考え方でございますが、計画の見直しにつきましては、国の定めたいわゆる基本指針におきまして、教育・保育施設の支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要という趣旨の内容が記載されております。

本年1月に内閣府が示した、中間年の見直しのための考え方が示された手引きによると、大きく乖離している場合の解釈としては、平成28年4月1日の実績値と見込量とが10%以上乖離している場合などとなっております。支給認定区分ごとの状況を確認したところ、認可保育所の0歳及び1から2歳において10%を超える乖離が確認されましたので、基本指針に記載の状況に該当するものと判断し、教育・保育施設について、利用量及び確保提供量の見込みについて見直してまいりたいと考えております。

また、地域子ども・子育て支援事業につきましても、教育・保育施設の見直しにあわせて、必要に応じて見直しを行うこととされており、教育・保育施設と同様に、平成28年度の実績値と見込量がおおむね10%以上乖離するものについて見直しを検討していく予定でございます。

3の見直しの方向性としましては、今申し上げました教育・保育施設並びに地域子ども・子育て支援事業につきまして、各事業の平成27・28年度の実績や各事業を取り巻く状況を踏まえながら、寒川町人口ビジョンによる推計人口をベースとして、平成29年度から平成31年度までの数値の見直しを検討してまいります。

見直しのスケジュールでございますが、本日、まずこの議題において、計画の見直しを行っていくことについて提案させていただいておりますが、ご審議の結果、見直すということになりましたら、この後、議題(3)として、見直し案の

	ご審議をお願いしたいと考えております。本日の審議で見直し案がおおむねご了承いただけた場合には、次回、第２回目の会議において、ある程度形にした計画見直し案をご確認いただきたいと考えております。 ８月上旬の県への数値提出の後、９月下旬から１０月下旬には、町民の皆様に向けて、見直し案のパブリックコメントの手続を実施してまいりたいと考えておりますので、現状での想定としましては、年内には見直し案を確定させてまいりたいと考えております。 【磯川委員長】 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについてということで説明がございました。何か質問等ございますか。特によろしいですか。 【委員】 異議なし 【磯川委員長】 それでは、見直しする方向で議題を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。議題（２）については見直していくということで終わりたいと思います。 続きまして、（３）寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について、説明をお願いします。 （３）寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について ＜資料３及び寒川町子ども・子育て支援事業計画（青い冊子）により説明＞ 【事務局 秋庭】 資料３の全ページにわたって、表の中に網かけ部分がございますが、こちらは当初計画から変更となる部分に網かけをしております。 では、資料３、１ページと計画３５ページをご覧ください。１、教育・保育施設の量の見込みと確保方策、（１）幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために、３歳からの幼児を対象とする教育施設です。計画当初、国では、平成２９年度が保育ニーズのピークになることを見込んでいたことと、女性が社会進出しやすささまざまな施策等の取り組みを実施していたことから、幼稚園のニーズは徐々に減少していくことが予想されていきました。平成３０年４月に幼保連携型認定こども園を開始する事業者があるため、利用者推計が確保提供量を上回ることなく、同数として見直すことを考えております。この確保提供量は、町内にある幼稚園３園のうち私学助成を受ける２園の認可定員、一之宮相和幼稚園３０４人、倉見幼稚園２６５人と、施設型給付を受けるさくら幼稚園の利用定員数１０５人の合計６７４人になります。 資料２ページと計画３６ページをご覧ください。ここで、訂正をお願いしたい箇所がございます。先ほど、変更した部分に網かけをしていると説明しましたが、見直し案②確保提供量、平成３０年度６３０、３９０、６０、１８０に網かけをしておりますが、こちらは変更ございませんので、網かけがないものと読みかえていただきますようお願いいたします。申し訳ございません。
--	--

	(2) 認可保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって家庭などで十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。先ほど申し上げたとおり、計画当初、国では、平成29年度が保育ニーズのピークになることを見込んでいたことと、女性が社会進出しやすいさまざまな施策等の取り組みを実施していることから、保育所のニーズは徐々に増加していくことが予想されていました。平成31年度までに利用者推計が120人増えることを見込み計画を立てましたが、平成30年4月に認定こども園を開始する事業者や、小規模保育事業、家庭的保育事業を開始する見込みの事業者があることから、それらを踏まえた内容に見直したいと考えております。 資料3ページの(3) 認定こども園、2、地域型保育の(1) 小規模保育事業、4ページの(2) 家庭的保育事業については、当初の計画策定時には具体的な事業の動き等もなかったことから、利用者推計や確保提供量について設定していませんでしたが、今申し上げたように、平成30年4月に開園予定、あるいは事業開始見込みがあることから、今回の計画で、見直しにあわせて追加することといたしました。 なお、認定こども園は、小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。小規模保育事業は、定員6人から19人の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで、定員5人以下の少人数を対象に、きめ細かな保育を行う事業です。 4ページの◎計画期間中における3号認定推計人口と保育確保提供量ですが、推計人口は人口ビジョンの人数で見直し、確保提供量は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業の合算となっております。 今、説明いたしました資料3ページの(3) 認定こども園は、神奈川県が認可をする施設で、平成30年4月開園に向けて、認可の手続等について県と調整しているところです。 また、資料3ページの(1) 小規模保育事業と資料4ページの(2) 家庭的保育事業につきましては、町が認可、確認をする施設です。認可とは、保育士の配置や面積など施設及び事業に必要な基準を満たしているか審査をして、町が認可をいたします。確認とは、町から委託料を支払うに当たり、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設または事業者として適格かどうかを確認いたします。 町の認可、確認に当たっては、子ども・子育て支援法の規定により、この会議においてご意見をお伺いすることになっておりますが、今の時点では、定員等詳細が決まっておりません。しかるべき段階がまいりましたら皆様のご意見をお伺いしたいと思いますので、その折にはよろしくお願いいたします。
--	--

	続いて、資料５ページと計画３８ページをご覧ください。３、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、（１）利用者支援事業ですが、現在の計画の中では、既存の子育て支援センターで、利用者支援事業の基本型として、１カ所設定ということで位置づけております。今年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、妊産婦等を包括的、継続的に支援するため、母子保健コーディネーター２名を配置し、子育て支援課内に子育て世代包括支援センター窓口を開設いたしましたので、今回の見直しにおいて、母子保健型として計画に追加したいと考えております。 （２）地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行う事業です。子育て支援センターの利用状況ですが、計画当初、（仮称）健康福祉総合センターへの機能移転を含め、利用者ニーズに対応する計画として１万人を超える利用者を見込んでいましたが、公共施設等総合管理計画との兼ね合いから建設予定が未定となったことや、近隣他市の支援センターを利用する方が増えたなどの理由により、平成２７年度、２８年度利用実績が大きく減少していることから、実績を踏まえた数値に見直すことを考えております。平均利用実績と推計人口から算出すると９、０００人程度となりますが、初回利用者のきっかけづくりに向けた各種イベント等を開催しているため、平成２８年度実績同様、利用ニーズがあると考え、多少の伸びを加味して利用者推計を見込みました。 続きまして、計画３９ページをご覧ください。（３）妊婦健康診査事業、（４）乳児家庭全戸訪問事業です。こちらは実績との乖離が５％程度のため、今回は見直さない方向で考えています。 続いて、計画４０ページをご覧ください。（５）養育支援訪問事業ですが、平成２７年度、２８年度の実績としてはそれぞれ２人、３人で、当初計画の推計から見ると減少しておりますが、もともとの計画数値が小さいため、割合にすると１件の増減で大きな乖離が生じてしまうことや、当初計画にも記載のとおり、今後増加していくことが見込まれることなどから、今回は、数値はこのまま置くこととし、見直さない方向で考えております。 （６）子育て短期支援事業は、当初計画において数値の設定がなく、実際にも該当するケースが生じていないことから、見直さない方向で考えております。 計画の４１ページをご覧ください。（７）子育て援助活動支援事業です。就学後を対象としたファミリーサポートセンター事業については、実績との乖離が５％程度のため、見直さない方向で考えております。 資料６ページ、計画４１ページをご覧ください。（８）一時預かり事業、８－１、一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）は、幼稚園在園児を対象とし、
--	---

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育、保育する事業です。計画当初は、一之宮相和幼稚園と倉見幼稚園の２園で実施しておりましたが、平成２８年度からは町内全ての幼稚園で実施しております。そのため、確保提供量に大幅な増員が見込まれ、また、利用者推計の実績に１０％以上の乖離が生じたため、平成２７年度、２８年度の実績を踏まえ、人口に対する割合で利用者推計を見直すことを考えております。

資料６ページ、計画４２ページをご覧ください。８－２、一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）は、内訳として、資料７ページの一時保育事業とファミリーサポート事業の就学前で構成されております。一時保育事業は、日ごろ保育所を利用していなくても一時的に児童を預けることができる事業ですが、保護者の就労形態の多様化により一時預かりを利用される方が予想以上に増えており、利用者推計の実績に１０％以上の乖離が生じたため、平成２７年度、２８年度の実績を踏まえ、人口に対する割合で利用者推計を見直すことを考えております。

就学前を対象としたファミリーサポートセンター事業は、児童の預かりを希望する利用会員と援助を行う提供会員との相互援助活動を実施する事業ですが、平成２７年度より利用しやすい環境を構築するため利用料金の一部を町が負担したことにより、計画当初の利用者推計を大幅に上回りました。今後も、平成２７年度、２８年度実績同様の利用者ニーズがあると予測し、利用者ニーズと人口推計から、ほぼ横ばい状態で推移することが見込まれます。

資料８ページ、計画４３ページをご覧ください。（９）延長保育事業ですが、ここで訂正をお願いしたい箇所がございます。※の平成２９～３１年度見直しの根拠の、平成２９年度から平成３１年度の計算式中に４．３％と記載しておりますが、正しくは「％」をつけない計算式になります。「％」を削除していただきますようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、説明を続けます。延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間１１時間を超えて保育を行う事業で、町内にある保育所は全て実施しております。実績においても、利用者推計の実績に１０％以上の乖離が生じたため、平成２７年度、２８年度の実績を踏まえ、人口に対する割合で利用者推計を見直すことを考えております。なお、本来は延べ人数で推計しなくてはならないところ、当初計画において実人数で推計してしまったため、実績及び推計を延べ人数で見直しいたします。

計画４３ページ、（１０）幼児保育事業については、設定はございません。

資料８ページ、計画４４ページをご覧ください。（１１）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）です。保護者が仕事などで昼間家にいない家庭の小学生に対して、放課後等に、学校内の専用施設や余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。放課後児童クラブの利用者数は当初

	計画のとおりとし、見直さない方向で考えております。 当初の計画策定時において、放課後子ども総合プランについて計画に盛り込むよう県から求められておりましたが、既にパブリックコメントを終えた後のタイミングだったため記載することができず、個別事業として進行管理するにとどまっておりました。県からは、計画を見直す際、追加するように求められていることから、今回、ふれあい塾の整備計画と9ページの放課後児童クラブとふれあい塾の連携を行う一体的な実施数を追加いたしました。 ふれあい塾の整備計画については、現状で既に各小学校において実施していることから、学校数、実施校ともに全て5カ所ということで記載するものです。また、放課後児童クラブとふれあい塾の連携を行う一体的な実施数については、放課後子ども総合プランにおいて、現在、各学校で、ふれあい塾を月曜日、水曜日、金曜日の週3日開催しておりますが、今後は月曜日から金曜日の週5日間に拡充する方針が示されたことにより、平成30年度から31年度に、まず1校について拡充する方向で検討していく予定としております。 【磯川委員長】 見直し案が説明されました。これについて、質問のある方はいらっしゃるでしょうか。急に説明されて、なかなかわからないところがあるかと思いますが、実績に応じて、計画を立てた数字と多少変わるということで見直し及び追加の案が出ております。これについて質問等ありましたら、よろしくお願いします。わからないところについて、質問されても構いません。 【志賀委員】 文言のところで教えていただきたいんですけども、5ページに母子保健コーディネーター2名の配置とございますけれども、これはどういう職種の方とか、どういう資格だとか、あとは、どんな経験がある方だとか。これは町の単独事業ですか。それとも、国や県の補助事業なのか。その辺を教えてください。あと、もし実績なんかもあったら教えていただければと思います。 【事務局 今澤】 本年4月1日から、子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを設置いたしまして、母子コーディネーター2名は、2名とも助産師でございます。 この事業は子ども・子育て支援法にもとづく子ども子育て支援交付金の対象事業でございます。国と県からそれぞれ3分の1、それと町が3分の1を負担する事業でございます。現在、母子保健コーディネーターが窓口で、母子健康手帳の発行並びに妊娠中からの相談、妊婦さんの訪問、また、出生後の産婦さんやお子さんのフォロー等を行います。大体1カ月の母子健康手帳の発行が30～40、生まれた方の産後フォローを実施しているところでございます。 【井上委員】 追加でいいですか。開設時間って、常設なんですか。 【事務局 今澤】 窓口のほうは、町の保健師も対応しておりますので、平日8時半から5時15分までになります。
--	--

【藤崎委員】 見直しの根拠に人口ビジョンの人数が出ていると思うのですが、今年から、若い世代が寒川町に来て子育てをしていこうということを進めていこうという方針でやられてきたというお話を私、聞いたことがあって、結構集中的にその世代の人たちを呼び込もうと、子どもと一緒に、寒川で子育てしてもらおうというのを聞いているのと、あと、実際に新しい家が結構建っていたりとか、そういうところに越してきている方たちがいるというのを実感として感じています。そのあたりの積極的に呼び込むということも加味された人口ビジョンなのか。5年前に、策定するときに立てた人口ビジョンのままなのかという、まず根拠の、最初の数字のところどちらで立てられているのですか。

あと、支援センター、サポート事業を町が少し負担したら、利用者の方が増えたという実績として出てきているんですけど、取り組みによって利用者数というのは結構変わってくると思うんですが、例えば放課後児童クラブは、現在の定数の人数で見直しはかけませんという。それは、実績が、特に10%の乖離がないからという根拠で、多分見直しがかけれないんですけど。

でも、実際に児童クラブは、本当に差し迫った人しか利用できないような状況、こちらが提供できる量が決まっているから、そこに来ている量というのがあるので、本来の、例えば待機状況だとか、待機に至らない、申し込みすら至らないけど、本当は、寒川町に引っ越そうか、海老名に引っ越そうか、藤沢に引っ越そうかと考えたときに、寒川で子どもを預けられるか調べたら、年度の途中では預けられませんかと言われて、諦めるというケースもあると思うので、そのあたりのことも加味して、見直しをかけるのに、単純に根拠で、人口ビジョンでかけた数字だけでまずは、国からは10%ということを出てきていると思うんですが、もう少し寒川町としての取り組みを、寒川町はこうしたいので、こういうふうにしますというところが、今回の見直し案だとあまり見えてこないの、そのあたりのところ、やっぱりここに載っている以上のことは、基本的にはやらないという方針なのか。ここの会議でもう少し話が詰まれば、新たに見直しをかけますということなのか、知りたいなと思ったんです。

【事務局 宮崎】 まず、つくったときの人口については、人口ビジョンではなくて、これから寒川町としてそういう取り組みをしていきますということを踏まえた人口ではなくて、そのときの人口推計に基づいてつくられています。

今回の見直しに当たっては、ちょうどこの計画をつくった27年3月と同じ時期に、今おっしゃられたような将来の寒川町の人口を、このままでいくとどんどん減っていくので、ある程度増やしていきましょう、呼び込んでいきましょうというような施策を打っていくためのいろいろな取り組みをしていくということも踏まえた中で人口ビジョンというものをつくって、その人口ビジョンに基づいた人口に、今回、推計値としては、実績の割合を掛けるという形で数字を置いてい

	こうということで数字を出しています。 それで、今おっしゃったような外からの人を取り込むといったときに、寒川町の児童クラブには途中からは入れないとか、待機児童が多いから、ほかのところに行こうという方も出るんじゃないでしょうかという話があって、今、推計している中では、そこの部分というのは見ていない状態です。申し上げたとおり、とりあえず、まず人口ビジョンに数字を掛けていく方式で、確保提供量を置いていこう、利用推計をしていこうという考え方でやっています。 当然、町としてどういうふうに取り組んでいこうかという部分は、この子ども・子育て支援事業計画だけでなく、町全体の総合計画とか、そういったものもこれから実施計画の見直し時期とかを迎えますので、そういったところと整合していくような形を考えている中では、個別にそこのところを、特に町としてどう持っていこうというふうな見方は今のところせずに、見直しの数値を置いているという状況です。 【磯川委員長】 学童の部分で、なかなか途中から入れないということは、私も以前、会議の中で言いましたが、疑問に思っている部分があり、小学生を、臨時的に保育園で一時預かりができるように、学童でも一時預かりができないのか。そういう方向性ができるように、町としても補助をつけたり、また施設も預かれるように、町のほうで少しずつ前向きに考えていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。 ほかに何か質問はございますか。質問は、次回だと間に合わないですか。 【事務局 宮崎】 今、考えていますのは、今日、見直しの考え方をご提示して、それで、その方向で見直しを進めるということでご了承いただいて、それを踏まえて、町は、その前提で、数字としてはこういうものを考えていますというものを示させていただいています。 今日ご了承いただければ、次の会のときには、先ほど、その後、町民の皆様にはパブリックコメントで意見を求めたいということで考えていますと申し上げましたけれども、その形にするということは、ほぼ見直しの体裁を整えたような形で、今度はご提示をして、数字的には、今日ご覧いただいたこの資料をベースに考えていますので、基本的に、その数字の確認をしていただくような形が、次回のこの見直しの部分では主なところかなと考えておりますので、できれば、ここである程度固めたいなというふうには思っております。 【磯川委員長】 今年で見直して決まると、３１年まで、来年度は見直しはないということですか。 【事務局 宮崎】 ３０年度になると、今度は３２年度からの次の計画の策定に向けた動きが、おそらく国のほうから提示されてくると思いますので、そちらの動き方をしていって、３０～３１年度にかけて、３２年度からの計画を策定す
--	--

	るような動きになっていきます。 【磯川委員長】 31年度で終えるということですね。見直しを確定したいということですので、なかなか難しいんですけど、次回、確定した数字をまた皆さんに報告をするそうです。今日、皆さんに承認していただきたいんですが、承認してよろしいですか。意見がなければ。どうですか。承認してもよろしいですか。 あと、質問等がございますか。なければ、皆さん、もう少し検討したほうがいいという意見もないようですので、この見直し案に承認していただけたと思いますので、承認ということでよろしいでしょうか。 【委員】 異議なし 【磯川委員長】 それでは、議案3の子育て支援事業計画見直し案について承認ということで進めたいと思います。どうもありがとうございました。 それでは次に、議題4に入りたいと思います。その他ということで、事務局より説明をお願いします。 (4) ①寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について <資料4により報告> 【事務局 徳江】 資料4の1枚目をご覧ください。今回の改正点は2点ございます。 1点目は、町の独自施策であります。改正の背景のところをご覧ください。町の就園奨励費補助金の対象者は、毎年6月1日現在、町に住民登録のある3歳から5歳児の私立幼稚園または幼児教育施設に在園している園児の保護者を対象としており、6月2日以降に町に転入してきた園児については対象外としておりました。 近隣市町では、基準日を期間としている自治体、また年2回基準日を設けている自治体などさまざまな状況ですが、近隣市町から転入してくる保護者の方の不公平感を解消し、さらなる子育て支援の充実を図るために、基準日を期間で設けることといたしました。 改正の内容のところをご覧ください。基準日を6月1日1回としていたところを、今年度から、6月1日から12月31日までの期間に住民登録のある園児と改めることとしました。期間で設けることによって、期間内に転入してきた園児も対象となり、例えば7月に転入し10月に転出した園児についても対象となります。 制度変更による対象者数ですが、過去の実績を見てもごくわずかで、年間で1～2件程度を考えております。 次に、2点目の改正点をご説明いたします。1ページ目の真ん中あたりをご覧ください。2点目は、国が行う幼児教育の無償化に向けた取り組みで、町の裁量がない部分になります。昨年度、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みにより、市町村民税所得割額が7万7,100円以下の所得の世帯に対して、多子軽
--	---

	減における年齢制限が撤廃されるなど保護者の負担軽減がなされましたが、今年度もさらに保護者の負担軽減が拡充されました。 改正の内容のところをご覧ください。拡充の内容は2点あります。1点目は、市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償化とするものです。無償化とは、年間保育料の全国平均を30万8,000円としているので、就園奨励費補助金補助額を30万8,000円として、保護者の負担額をゼロとするものです。2点目は、市町村民税所得割額7万7,100円以下の世帯の保護者の負担軽減をさらに拡充するものです。ひとり親世帯等とその他の世帯の両方において、保護者の負担を軽減するものです。 階層区分ごとの補助単価をご説明いたします。資料4の裏面をご覧ください。階層区分の市町村民税非課税世帯の第2子の補助単価が、一番上に表があるんですけども、階層の一番上のところの横に、第1子、第2子、第3子という欄がありまして、真ん中の欄になります。補助単価が29万円となっていたところを30万8,000円と改めます。次の段で、市町村民税所得割額が7万7,100円以下の世帯の第1子の補助単価が11万5,200円から13万9,200円となります。第2子については、補助単価21万1,000円から22万3,000円に改めます。各階層区分の括弧書きの年収は、夫婦が片働き、お母様が働いていて、子供が2人だった場合の年収を想定しております。 ひとり親世帯等の補助単価についてですが、次の表になります。市町村民税所得割額7万7,100円以下の第1子は21万7,000円から27万2,000円となります。また、幼児教育施設等については、記載されている補助単価のそれぞれ3分の2となります。 以上の内容で、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正いたしました。改正した要綱は、次のページ以降の資料になります。両面で9ページまである資料になります。この中で、網かけになっている部分が変更となった部分になります。 一番最後の9ページのところに、保護者の方にご記入いただく調書をつけております。期間になったことによって変更になりましたので、こちらのほうも制度改正の一部となっております。 町の庁議であります政策会議、部長会議などに諮って了承された後、5月24日付にて施行されております。6月12日の文教福祉常任委員会協議会にて、議会への報告をいたしました。 今後、国の幼児教育の段階的無償化により、保育料のほうも一部改正されますので、町の規則も一部改正を行う予定です。改正後はまたご報告する予定でおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 【磯川委員長】 それでは続きまして、2番、放課後子ども総合プラン運営委
--	--

	員会の進捗状況について、報告をお願いします。 (4) ②寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について <資料5により報告> 【事務局 亀井】 資料5をご覧ください。事業関係者や学校、有識者の方々と構成しています寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会では昨年度、3回会議を開催いたしました。児童クラブとふれあい塾を一体的に進めていくために、2つの事業の課題の抽出や解決策、今後の方向性について検討してまいりました。 6月12日、第1回運営委員会を開催いたしました。平成28年1月21日に開催した会議でご意見のありました、ふれあい塾と児童クラブ両事業の課題について意見交換し、課題点の整理を行いました。 会議の中でいただいた課題点を幾つか挙げさせていただきます。まず、ふれあい塾の対象児童をどう考えるのか。全児童を対象とするのか。児童クラブの待機児童がいない場合、ふれあい塾の事業を拡大する必要があるのか。ふれあい塾と児童クラブの滞在時間帯の違いはどうするのか。また、ふれあい塾の内容について、学習の場などほかの内容について組み入れていくのか。さまざまなご意見をいただきました。これらの課題について整理を行いました。 11月18日に、第2回の運営委員会を開催いたしました。第1回運営委員会では出されました意見を集約し、確認を行うとともに、ふれあい塾の内容の拡充に向けた整理を行い、実施日や実施時間、指導員やボランティアの増員について、方向性を整理いたしました。 2月22日、第3回運営委員会では、前回検討し、決定した事項について確認を行い、最終的に、ふれあい塾の拡充の方向性を決定いたしました。第3回運営委員会で決定した事項につきましては、資料5の裏面をご覧ください。 ふれあい塾拡充について、総合プラン運営委員会として決定した事項となります。まず1つ目、開催日時ですが、給食のある学校開校日には、月曜日から金曜日といたします。開催時間としては、4月から9月は15時30分から17時、10月から3月は15時30分から16時30分。平成28年度で考えますと112日から186日、74日の増となります。2つ目として、午前授業の場合には、開始時間を14時30分といたします。利用料は無料となります。 次に、人材となります。指導員9名及びボランティア32名の増員となります。参考としまして表を記載しておりますが、開催日拡充に伴う指導員、ボランティアの必要人数となります。現状では、開催日、月、水、金としておりまして、指導員は11名、1校当たり2名から3名となっております。ボランティアは48名、1校当たり8名から10名となっております。拡充後は、開催日を月曜日から金曜日まで、指導員は20名、1校当たり4名。ボランティアについては80名、1校当たり16名となります。
--	---

	次に、ボランティアの謝礼額の増額です。現在、1回、1日となりますが、商品券500円となっております。拡充後は1,000円に増額となります。参考といたしまして、ボランティアの謝礼額の増額に伴う予算の試算でございますが、28年度の予算額では56万円。開催日に火曜日と木曜日を追加した場合、1回の商品券が500円の場合には37万3,000円の増となります。1,000円とした場合には130万6,000円の増となります。 今後のスケジュールでございますが、決定した事項につきましては、今年度開催いたします総合教育会議にご報告し、ご意見をいただく予定となっております。 【藤崎委員】 放課後子ども総合プランの進捗状況の中で、先ほど、来年度以降、月から金の週5日で1校からやっていくというお話ですが、支援計画でご説明があったと思うんですけど、この運営委員会に出席していましたが、来年度からどうするかというところまで、聞いていなかったと記憶しているんですけど、その1校は、もし決まっているのであれば、どこでやるか、その1校を決めた根拠と、指導員さんの数を、今のところ全校をやるためには20名必要で、その人材を集めるのがなかなか大変というお話が会議であったかと思うんですけど、1校だけということだと20名までは集めなくてもできそうなのかという、そのあたりの目途があるのかないのかというところのお話をちょっと聞きたいなと思ったんですけど。 【事務局 原田】 ありがとうございます。おっしゃるとおりのところがありまして、現状では、総合プラン運営委員会の中で方向性を決めていただいた段階です。それを踏まえて、今後、町の総合教育会議に諮って、そういったものの可能性についても、いろいろご意見を聞いていきたいと考えているところです。この1校という部分については、予算が関係してくる部分もありますが、まだ予算の裏づけもできていない状況です。その部分も含めて、財政部局と調整していきながら、この総合プランの会議の中で、また皆様にご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。 総合教育会議が、今年度秋頃に実施を予定していますので、その会議の中で意見を聞かせていただいて、その後、総合プランで、その会議の結果の状況をお話しさせていただいて、また取り組みについて進めていきたいと考えているところです。 どこの学校かということについては、まだ決まっていません。実際に、いろいろな課題が出てくるかと思います。まず1校モデル的にやらせていただいて、その中で、課題等も見ながら進めていければと考えているところです。 【藤崎委員】 モデル事業をやることは決まっているが、具体的なところはまだ決まっていないということですか。 【事務局 原田】 はい。
--	---

	【磯川委員長】 見直しで1校スタートするということですから、ここで計画を立てた以上は、30年で必ず1校は5日間やる学校が出るということで、モデル事業として行うということですので、30年度に、今度は32年度からの見直しが進でいきます。30年に実施してその状況で、32年度に増えるかどうか出てくると思いますので、基本的には予算が一番、予算組みできないと、計画を立ててもできないと思いますので、随時町のほうで進めて、予算を組んでいただいて、どんどんつくっていただくよう、お願いしていくしかないと思います。 【中島副委員長】 初歩的な質問になってしまうかもしれないんですけど、今の同じところの質問で、学童の対象は、1年生から大体3年生ですか。 【藤崎委員】 対象は6年生までなんですけど、在籍は3年生から4年生ぐらいまでです。 【中島副委員長】 このふれあい塾については、何年生から何年生までを対象として、大体何名ぐらいを想定してこの人数を出したか、教えていただきたいと思います。 【事務局 原田】 学童については、藤崎委員のおっしゃるとおりです。ふれあい塾についても、対象については1年生から6年生までで、今、登録人数としては、大体全学年の60%ぐらいで、利用者、登録人数でいくと1,700人ぐらいが登録している状況です。 【磯川委員長】 何かほかに質問はございますか。よろしいですか。 それでは、報告その他の子ども・子育て会議、次回の第2回について、お願いします。 (4) ③第2回寒川町子ども・子育て会議について 【事務局 秋庭】 第2回の寒川町子ども・子育て会議についてですが、今年度の開催予定は、本日を含め、年3回を予定しております。次回の開催日時は、7月28日の金曜日、午後2時から、会場はまた同じところになりますので、よろしく願いいたします。 次回の案件としては、本日、子ども・子育て支援事業計画の見直し案について審議していただいた分について、ある程度形にした計画の見直し案をご確認いただきたいと思います。それと、寒川町子ども・子育て支援事業計画の平成28年度の進行管理についても、皆様にご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。 【磯川委員長】 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。いろいろな貴重な意見をいただき、また、議事進行にもご協力いただきましたこと、大変ありがとうございます。
--	--

資 料	○ 資料 1 子ども・子育て会議について ○ 資料 2 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて ○ 資料 3 寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について ○ 資料 4 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部正について（報告） ○ 資料 5 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について（報告）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	望 月 悦 子 鷺 見 愛 （平成 2 9 年 8 月 2 2 日確定）